

リーグ戦施行細則

昭和 9 年 5 月制定 平成 3 年 4 月改正
昭和 22 年 2 月改正 平成 12 年 4 月改正
昭和 30 年 3 月改正 平成 18 年 4 月改正
昭和 39 年 2 月改正 平成 22 年 2 月改正
昭和 44 年 2 月改正 平成 25 年 4 月改正
昭和 47 年 4 月改正

(総 則)

第 1 条 本連盟加盟チーム会員によるリーグ戦は本細則により施行する。

第 2 条 競技は、日本卓球協会制定現行〔日本卓球ルール〕を準用して行う。

第 3 条 ボールは、日本卓球協会公認球を使用する。

(チーム構成の制限ならびに編成基準)

第 4 条 リーグ戦に同一団体、同一クラブが 2 組以上登録する時は、技量順に上位より A 組、B 組、C 組等として編成しなければならない。

第 5 条 1. 1 チームの選手定数、および編成ならびにその勝敗を以下の通り定める。

種別	出場選手定数	編成	勝敗
①男子	4 名以上	5 点編成 (1 番複・他は単)	3 点先取で勝
②女子	4 名以上	5 点編成 (1 番複・他は単)	3 点先取で勝

2. 出場選手が定数に満たないチームは棄権扱いとする。ただし対戦チームの了解がある場合、オープン試合をすることができる。

3. (1) 単には同一選手が重複して出場することはできない。

(2) 複に出場する選手が 2, 3 番の単に出場する場合は 1 名とする。

(リーグ戦出場選手の資格制限)

第 6 条 リーグ戦に出場できる選手の資格を以下の通り定める。

1. 前期リーグ戦については、前期加盟手続により登録された選手および追加登録選手で、その指定期日までに登録済の選手であること。

2. 後期リーグ戦については、前期登録済選手および以後の期間途中で新規に加盟したチームの選手ならびに後期登録の指定期日までに登録済の選手であること。

3. 男子チームに女子選手は 2 名以内で出場できるが、女子チームに男子選手は出場できない。

第 7 条 部長、監督、コーチが競技に出場する場合は、あらかじめ選手として登録されていなければならない。

第 8 条 A 組登録選手は B 組に出場できない。B 組登録選手は A 組選手が不足した場合に限り、A 組に出場できる。以下、順次第 4 条の技量順の主旨により、チーム間の選手移動ができるものとする。ただし 2 名以内とし、該当期間中リーグ戦には 1 回のみ出場できる。前期に上位チームに移動した選手は後期に登録変更をしない場合は、自動的に前期登録チームに戻るものとする。

第 9 条 1. 第 6 条より 8 条までに規定する以外の選手が出場した場合、該当チームの戦績はストレート負けとし、該当チームは次回のリーグ戦には出場できない。

2. 出場資格のある選手の名を偽り出場した場合、該当チームの戦績は失格として記録し、最下部に降部され、次回のリーグ戦には出場できない。

(リーグ戦の構成)

第 10 条 1. 加盟チーム会員の所属部は、リーグ戦委員会において戦績により決定し発表する。

2. 男女各部のブロックおよびブロック内のチーム数については参加チーム数により定める。

第 11 条 新規加盟チームは最下部に所属する。

第 12 条 前期に 1 組登録して、今期 A、B など 2 組以上登録の場合は、A 組のみを元の所属に据え置き、B 組以下は最下部に所属する。

第 13 条 前々期および、それ以前に 2 組以上登録し (例えば A 組は 1 部、B 組は 2 部など) 前期には 1 組登録して今期再び A、B など 2 組以上を登録したときも、B 組以下については前条に準ずる。

- 第14条 前期にA、B組2組以上登録し、今期は1組登録する場合は、A組に所属するものとする。
- 第15条 各ブロックのリーグ戦において優勝したチームは次期には昇部する。
- 第16条 1. リーグ戦に参加申込をしないチームは次期に降部する。
2. リーグ戦当日に棄権したチーム、または定数不足により棄権とされたチームも前項に準ずる。
3. 戦績4位以下のチームは原則として降部するものとする。ただし各部の編成上、降部させられない場合はリーグ戦委員会において決定する。
- 第17条 部数の増減、退会、棄権などの理由により、第15条・第16条の規定にかかわらず、成績順に昇部させ、また降部させない場合もある。

(リーグ戦の施行)

- 第18条 1. リーグ戦は前・後期、年二回施行する。
2. リーグ戦の出場選手は当該年度の日本卓球協会交付のゼッケンを使用のこと。
3. リーグ戦は、日時、会場を定め開催を通知する。
4. 締切日までに申込みのあったチームについて、所属別にブロックの編成およびブロック別チームの組合せを行い、参加申込みチームに通知する。
5. 前項の編成表において、各部各ブロック毎に当番チームを指名する。当番チームは、当該ブロックにおけるリーグ戦の運営を行う。
- 第19条 1. 予め定めた試合開始時間までに来場しないとき、また出場選手が定数に満たないときは、そのチームを棄権とみなす。
2. オーダーは試合前に交換し、オーダーミスが判明した場合は、日本卓球ルールブック「付録3」団体戦のガイドラインを適用する。

(その他)

- 第20条 1. リーグ戦の参加費は、当日不参加または遅刻および定数不足により棄権となったチームについても、既納の参加料は返還しない。
2. リーグ戦各ブロックの優勝チームに賞状を授与する。
3. リーグ前期および後期に於ける1部各ブロック1位チームは当該年度の王座を決定するため、別に定めるリーグ戦を行う。
4. リーグ戦各部の試合成績表および報告書の作成について。
(1) 試合成績はポイント数まで記入すること。
(2) 報告書には全試合の得失点まで記入する。

